

令和5年度 宍粟市地域公共交通会議における周知事項
(令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更)について

令和6年3月21日発送

1 周知事項

(1) 令和6年度 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

2 変更内容

(1) 変更日 令和6年4月1日

(2) 変更理由 バス停の名称変更に伴う運行系統名・経由地の変更

(3) 変更箇所

変更前	申請番号4	皆木～メイプル福祉センター・今市・谷公民館前～上垣内
	申請番号5	メイプル福祉センター～波賀市民局・水谷公民館前～皆木
変更後	申請番号4	皆木～総合教育センター・今市・谷公民館前～上垣内
	申請番号5	総合教育センター～はがてらす(波賀市民協働センター)・ 水谷公民館前～皆木

（名称）宍粟市地域公共交通会議 会長 富田 健次

生活交通確保維持改善計画の名称	
宍粟市地域内フィーダー系統確保維持計画	
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
市域が広大で鉄軌道が無い宍粟市の公共交通においては、民間による路線バスが、通勤や通学、通院、買い物など市民の日常生活を支える移動手段として重要な役割を担っています。 市民が住んでいる地域でいつまでも安心して暮らせること、元気な高齢者の方が利用できること、また、通勤通学者がマイカー以外の環境にやさしい移動手段として利用できること、さらに市外から観光に訪れる方の移動手段としての利用を目的として本計画を策定します。	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
（1）事業の目標	
各路線の目標を次のとおりとする。	
（1）市役所前～下宇原 1	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（2）山崎～下比地	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（3）はりま一宮小学校前～いちのぴあ～福知溪谷	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（4）皆木～上垣内	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（5）総合教育センター～皆木	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（6）皆木～皆木	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（7）エーガイヤちくさ～内海口	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（8）エーガイヤちくさ～別所	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（9）エーガイヤちくさ～土井	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（10）エーガイヤちくさ～倉谷	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（11）エーガイヤちくさ～倉谷口	1 便あたり 2 人以上の利用者数
（2）事業の効果	
①地域住民の通院・買い物等の日常生活を支える移動手段の確保 ②交通空白地域の解消 ③通勤・通学手段の確保 ④定額運賃による利便性の向上 ⑤市外連絡路線（幹線）との連携によるネットワークの構築	
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成（運行事業者）、市内全戸配布（市） ・利便性の向上を目指し、これまで乗継指定バス停でのみ可能だった乗継制度を、指定バス停に限らず乗り継げるように制度を拡充の予定 ・利用者から直接要望を聞き、利便性向上のためにダイヤや路線の見直しの実施	
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者	

(1) 運行系統の概要			
路線分類	路線	サービス水準	車両形態
市外連絡路線（幹線）	出発地～山崎待合所	現行の運行本数 毎日定期運行 ※土日ダイヤあり	大型車両
市内完結路線（支線）	出発地～地域の市外連絡路線との接続拠点	1日1～4往復 週2日～週5日定期運行 ※土日運休	小型車両
(2) 運賃 200 円			
(3) 運行予定者 株式会社ウイング神姫 詳細は表 1 のとおり			
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者			
市から運行事業者へ、運行経費と運行等収入の差額を支援している			
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称			
(株) ウイング神姫			
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】			
該当なし			
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】			
該当なし			
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】			
該当なし			
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】			
該当なし			
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】			
該当なし			
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】			
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」のとおり			
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】			

該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論

・平成29年6月28日（H29第1回）利用促進のための特殊運賃の協議 ・平成29年8月30日（H29第2回）計画内容、事業内容（フリー降車制）について協議 ・平成30年1月25日（H29第3回）事業評価の協議 ・平成30年2月28日（H29第4回）路線の見直し等の協議 ・平成30年6月21日（H30第1回）フィーダー計画の協議 ・平成30年8月2日（H30第2回）通学利用に合わせたダイヤ改正の協議 ・平成30年11月21日（H30第3回）交通網再編に係る経過報告 ・平成31年1月25日（H30第4回）交通網再編の協議 ・平成31年2月15日（H30第5回）利用促進のための特殊運賃の協議 ・令和元年6月14日（R1第1回）フィーダー計画の協議 ・令和2年1月27日（R1第2回）事業評価、新設・移設バス停の協議 ・令和2年7月15日（R2第1回）R2フィーダー計画変更、R3フィーダー計画の協議 ・令和3年1月26日（R2第2回）事業評価の協議、R3フィーダー計画変更 ・令和3年6月24日（R3第1回）R4フィーダー計画の内容協議 ・令和3年10月29日（R3第2回）R4フィーダー計画変更、バス停の廃止等の協議 ・令和4年1月26日（R3第3回）事業評価の協議、地域公共交通計画の策定について ・令和4年6月28日（R4第1回）R5フィーダー計画の協議 ・令和4年9月28日（R4第2回）地域公共交通計画の内容について ・令和5年1月31日（R4第3回）路線の廃止、自家用有償旅客運送の登録について事業評価の協議、R5フィーダー計画変更 ・令和5年6月28日（R5第1回）R6フィーダー計画の協議、地域公共交通計画の策定について ・令和5年10月28日（R5第2回）地域公共交通計画の策定について ・令和6年1月31日（R5第3回）事業評価の協議、地域公共個通計画の策定について ・令和6年3月4日（書面協議）地域公共交通計画の承認 ・令和6年3月 日（書面）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について周知	
21. 利用者等の意見の反映状況	
会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々1名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。 また、地域自治会との調整、利用者の意見聴取やバス乗務員へのアンケート調査を実施し見直しの参考にしている。	
22. 協議会メンバーの構成員	
住民の代表	山崎町連合自治会、一宮町連合自治会 波賀町連合自治会、千種町連合自治会 老人クラブ連合会、宍粟市社会福祉協議会、公募委員
学識経験者	兵庫県立大学 教授
バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表	神姫バス(株)、(株)ウイング神姫 西播磨タクシー協会宍粟支部、(社)兵庫県バス協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	(株)ウイング神姫労働組合
地方運輸局	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部
道路管理者	国土交通省、兵庫県
関係都道府県	兵庫県西播磨県民局
宍粟市	宍粟市副市長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

（所 属）宍粟市役所市民生活部

まちづくり推進課

(氏 名) 藤多 祐太郎

(電 話) 0790-63-3123

(e-mail) machizukuri-ka@city.shiso.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和6年度

市区町村	運行予定者名		運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
				起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
宍粟市	株式会社ウイング神姫	(1)	市役所前～山崎～下宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往 13.2km 復 13.2km	255	1147.5 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(2)	山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金谷自治会館前・国見の森	下比地	往 12.5km 復 12.5km	255	1020.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(3)	はりま一宮小学校前～いちのびあ～福知溪谷	はりま一宮小学校前	いちのびあ・中安積・深河谷詰所前・福知公民館前	福知溪谷	往 16.2km 復 16.2km	102	306.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫横山線の曲里停留所で接続	③
		(4)	皆木～上垣内	皆木	総合教育センター・今市・谷公民館前	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	101	303.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(5)	総合教育センター～皆木	総合教育センター	はがてらす(渡賀市民協働センター)・氷谷公民館前	皆木	往 7.0km 復 7.0km	154	462.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(6)	皆木～飯見詰所北～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木	往 3.8km (循環系統)	154	308.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の皆木停留所と接続	③
		(7)	エーガイヤちくさ～内海口	エーガイヤちくさ	寺畑・戸倉・下鷹巣・早田	内海口	往 17.0km 復 17.0km	154	308.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(8)	エーガイヤちくさ～別所	エーガイヤちくさ	寺畑・戸倉・下鷹巣	別所	往 9.9km 復 9.9km	204	204.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(9)	エーガイヤちくさ～土井	エーガイヤちくさ	寺畑・戸倉・下鷹巣	土井	往 12.2km 復 12.2km	50	100.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(10)	エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷	往 9.5km 復 9.5km	154	308.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(11)	エーガイヤちくさ～倉谷口	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷口	往 8.7km 復 8.7km	50	100.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

市区町村	運行予定者名		運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
				起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
中央市	株式会社ウイング神姫	(1)	市役所前～山崎～下 宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往 13.2km 復 13.2km	253	1138.5 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫 バス山崎～姫路線の山崎 停留所で接続	③
		(2)	山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金谷 自治会館前・国 見の森	下比地	往 12.5km 復 12.5km	253	1012.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫 バス山崎～姫路線の山崎 停留所で接続	③
		(3)	はりま一宮小学校前～ いちのびあ～福知溪谷	はりま 一宮小 学校前	いちのびあ・中 安積・深河谷誌 所前・福知公民 館前	福知溪谷	往 16.2km 復 16.2km	102	306.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイ ング神姫横山線の曲里停 留所で接続	③
		(4)	皆木～上垣内	皆木	総合教育セン ター・今市・谷 公民館前	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	102	306.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイ ング神姫山崎～エーガイヤちくさ線 の安賀停留所と接続	③
		(5)	総合教育センター～皆 木	総合教育 センター	はがてらす(渡 賀市民協働セ ンター)・氷谷公 民館前	皆木	往 7.0km 復 7.0km	151	453.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイ ング神姫山崎～エーガイヤちくさ線 の安賀停留所と接続	③
		(6)	皆木～飯見詰所北～ 皆木	皆木	飯見詰所北	皆木	往 3.8km (循環系統)	151	302.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイ ング神姫山崎～エーガイヤちくさ線 の皆木停留所と接続	③
		(7)	エーガイヤちくさ～内海 口	エーガイ ヤちくさ	寺畑・戸倉・下 鷹巣・早田	内海口	往 17.0km 復 17.0km	155	310.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイ ング神姫山崎～エーガイヤちくさ線 のエーガイヤちくさ停留所と接 続	③
		(8)	エーガイヤちくさ～別所	エーガイ ヤちくさ	寺畑・戸倉・下 鷹巣	別所	往 9.9km 復 9.9km	203	203.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイ ング神姫山崎～エーガイヤちくさ線 のエーガイヤちくさ停留所と接 続	③
		(9)	エーガイヤちくさ～土井	エーガイ ヤちくさ	寺畑・戸倉・下 鷹巣	土井	往 12.2km 復 12.2km	48	96.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイ ング神姫山崎～エーガイヤちくさ線 のエーガイヤちくさ停留所と接 続	③
		(10)	エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイ ヤちくさ	千種・西山・土 井・室公民館前	倉谷	往 9.5km 復 9.5km	155	310.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイ ング神姫山崎～エーガイヤちくさ線 のエーガイヤちくさ停留所と接 続	③
		(11)	エーガイヤちくさ～倉谷 口	エーガイ ヤちくさ	千種・西山・土 井・室公民館前	倉谷口	往 8.7km 復 8.7km	48	96.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイ ング神姫山崎～エーガイヤちくさ線 のエーガイヤちくさ停留所と接 続	③

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和8年度

市区町村	運行予定者名		運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
				起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
中央市	株式会社ウイング神姫	(1)	市役所前～山崎～下宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往 13.2km 復 13.2km	255	1147.5 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(2)	山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金谷自治会館前・国見の森	下比地	往 12.5km 復 12.5km	255	1020.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(3)	はりま一宮小学校前～いちのびあ～福知溪谷	はりま一宮小学校前	いちのびあ・中安橋・深河谷詰所前・福知公民館前	福知溪谷	往 16.2km 復 16.2km	101	303.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫横山線の曲里停留所で接続	③
		(4)	皆木～上垣内	皆木	総合教育センター・今市・谷公民館前	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	101	303.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(5)	総合教育センター～皆木	総合教育センター	はがてらす(渡賀市民協働センター)・氷谷公民館前	皆木	往 7.0km 復 7.0km	154	462.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(6)	皆木～飯見詰所北～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木	往 3.8km (循環系統)	154	308.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の皆木停留所と接続	③
		(7)	エーガイヤちくさ～内海口	エーガイヤちくさ	寺畑・戸倉・下鷹巣・早田	内海口	往 17.0km 復 17.0km	156	312.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(8)	エーガイヤちくさ～別所	エーガイヤちくさ	寺畑・戸倉・下鷹巣	別所	往 9.9km 復 9.9km	205	205.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(9)	エーガイヤちくさ～土井	エーガイヤちくさ	寺畑・戸倉・下鷹巣	土井	往 12.2km 復 12.2km	49	98.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(10)	エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷	往 9.5km 復 9.5km	156	312.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(11)	エーガイヤちくさ～倉谷口	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷口	往 8.7km 復 8.7km	49	98.0 回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

運行計画

運行計画（運行系統、運行日、運行本数）

申請 番号	路線名	運行系統	運行日	運行本数
1	戸原線	下宇原 1⇄市役所前	月～金	4.5 往復
2	城下線	下比地⇄山崎	月～金	4 往復
3	下三方線	福知溪谷～中安積・いちのびあ～はりま一宮小学校前	火、金	3 往復
4	谷今市線	上垣内⇄皆木	火、木	3 往復
5	水谷線	皆木⇄総合教育センター	月、水、金	3 往復
6	戸倉線 (飯見経由)	皆木⇄皆木	月、水、金	2 便
7	鷹巣線	エーガイヤちくさ⇄内海口	月、火 水、金	2 往復
8	鷹巣線	エーガイヤちくさ⇄別所	月、火 水、金	1 往復
9	鷹巣線	エーガイヤちくさ⇄土井	月、火 水、金	2 往復
10	奥西山七野線	倉谷⇄エーガイヤちくさ	月、火 水、金	2 往復
11	奥西山七野線	倉谷口⇄エーガイヤちくさ	月、火 水、金	2 往復

1～11 は 8/13～8/15、12/30～1/3 は運休

7、10 は冬季期間（12/15～3/15）にはそれぞれ 9、11 で運行

地域内フィーダーシステムの配置イメージ

